

議案第 7 号

亀山市社会教育委員条例の一部改正について

亀山市社会教育委員条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 27 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例

亀山市社会教育委員条例（平成17年亀山市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定数等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会が委嘱する。
 - （1）学校教育の関係者
 - （2）社会教育の関係者
 - （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - （4）学識経験のある者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の亀山市社会教育委員条例の規定による委員であった者は、この条例による改正後の亀山市社会教育委員条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により委嘱した委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。